■渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第30号　発行日 平成28年3月11日

ごあいさつ

渋谷労働基準監督署
署　長

梶野　晃

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会会員の皆様には、日頃より渋谷労働基準監督署が推進する労働基準行政、とりわけ労働時間等の一般労働条件確保・改善対策を始めメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策、労働災害の防止などの様々な対策の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、最近の労働基準行政の動きとして新しいところでは、昨年12月にストレスチェック制度が始まり、メンタルヘルス対策が更に進んだことがあげられます。ストレスチェック制度については当署にも多くのお問合せや御相談があり、その関心の深さを感じておりますが、当署としてもストレスチェック制度の円滑な運用に様々な情報を提供させていただくこととしております。

ところで、当署の今年の重点とする取組について二点ほど御紹介させていただきたいと思います。

今年の重点とする取組のひとつに長時間労働対策の強化があります。脳・心臓疾患や精神障害などよる労災請求が依然として高い水準で推移している等、長時間労働や過重労働による健康障害の懸念が増しております。このようなことから、引き続き「長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止」を最重要課題として取組みます。

次に労働災害防止の取組の強化です。当署管内における平成27年の労働災害は、１月末速報値（確定値は4月頃に公表されます。）で死傷災害が584件発生しており、これは前年同期（637件）と比較し -8.3%と減少しております。減少傾向を維持、更に減少させ、当署の第12次労働災害防止計画の目標達成のために労働災害防止対策の取組を強化します。

このような取組を推進するにも、貴研究会並びに会員事業場の皆様方との連携が重要であり、一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴会のますますの御発展と会員事業場の御隆盛を御祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

sibuya.indd　1　2016/03/01　10:07:46

会長会社のご挨拶

㈱システム計画研究所
経営管理本部
シニアマネージャ

樋田　　薫

当研究会も本年で33年を迎えました。長きにわたり研究会として活動を続けられるのも渋谷労働基準監督署様の適切なご指導と、会員各社の変わらないご支援ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

昨年も当研究会は3回の研究会を開催し、中央情報処理産業労務研究会様にも引き続き参加していただいております。まず平成27年12月より義務化される「ストレスチェック制度」についての研究会を開催しました。この制度についての全体像と基本について渋谷労働基準監督署様より説明をいただきました。並行して各制度の「実務対応のポイント」をテーマとしました。ストレスチェック制度については導入マニュアルを基に具体的な運用の理解、またマイナンバー制度では社内規程紹介や、特に重要なマイナンバー保管のセキュリティーに関する規程や方式を勉強しました。

次の研究会テーマは一昨年も取りあげた「新卒採用」。平成28年度採用は広報活動、選考開始時期の大幅な変更があり、各社様も対応に苦慮されてきたと思います。今回の研究会では平成28年度の総括と平成29年度採用に向けての準備、対策を勉強しました。渋谷労働基準監督署様からは固定残業代について、裁判での判決例を踏まえて問題点や留意点など解説していただきました。

最後の研究会は渋谷労働基準監督署様からは「監督事例」を中心にお話しを伺いました。監督事例毎に適用された法令やその背景の説明は人事労務担当にとってとても参考になりました。もう一つのテーマは「改正労働者派遣法・女性活躍推進法の実務対応のポイント」についてです。改正労働者派遣法では、改正法の趣旨や実際の運用について的確な資料で整理、理解することが出きました。

本年も当研究会は労働問題を中心に研究会を開催してまいります。今後も渋谷労働基準監督署様の指導のもと、会員各社のご支援ご協力をいただき有意義な研究会を開催していく所存です。

最後になりましたが本年も皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを祈念いたします。

主任監督官のご挨拶

渋谷労働基準監督署
第四方面　主任監督官

石塚　延啓

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会の会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年 4 月から貴会を担当させていただくこととなり、1年が経過しようとしておりますが、私自身、研究会を通じて学ばせていただくことも多く、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて昨年は、マイナンバー法の施行やストレスチェック制度の導入義務化など、労務管理面における重要な法改正がありましたが、貴会では適切な時期にこれらの法改正を研究

sibuya.indd　2　　2016/02/27　13:22:22

テーマとして設定するなど、充実した研究会を開催されており、本当に素晴らしいと思います。

また、研究会に参加させていただき、会員の皆様が熱心に取り組まれている様子を拝見して毎回思うことなのですが、やはり労働者の労働条件の向上や働きやすい職場作りというのは、会員の皆様のように、自主的な研鑽を重ね、継続的に取り組むことにより実現されるのだろうと感じております。渋谷労働基準監督署といたしましても、引き続き有用な情報をご提供し、少しでも貴会の活動に協力できるよう努めていく所存です。

近年は、少子高齢化の影響で労働人口が減少しており、各業界において人材不足が深刻化する一方で、長時間労働等による若者の労働力の使い捨てが社会問題化しており、このような企業には厳しい目が向けられております。

今後は、皆様の日頃の取組をもう一歩進めていただき、引き続き長時間労働の解消、ワークライフバランスの実現に向け、労働者の働きやすい職場環境を整備していただきますようお願い申し上げます。

最後となりますが、貴会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたし、挨拶とさせていただきます。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

ソフトウェア業に対する監督指導の状況

平成25年から平成27年の3年間に渋谷労働基準監督署が実施した管内のソフトウェア業を営む事業場に対する監督指導の結果は次のとおりでした。

■監督指導件数

平成25年	平成26年	平成27年
9件	17件	15件

■主な労働基準法違反件数

	平成25年	平成26年	平成27年
15条(労働条件明示)	3	4	4
24条(賃金)	3	9	1
32条(労働時間)	1	2	8
35条(休日)	0	1	0
37条(割増賃金)	5	3	7
89条(就業規則)	1	1	0
108条(賃金台帳)	1	2	0

■主な労働安全衛生法違反件数

	平成25年	平成26年	平成27年
10条～19条 (安全衛生管理体制)	2	1	2
66条(健康診断)	3	0	0
100条(各種報告)	1	2	0

上表のとおり、ソフトウェア業においては、労働基準法関係では、労働時間や割増賃金に関する違反件数が多く認められます。また、安全衛生法関係では、安全衛生管理体制に関する違反が認められます。

また、今年度における監督指導の違反の事例を下記に御紹介しますので、基本的な雇用のルールをしっかり守っていただき、安心して働くことのできる職場作りをよろしくお願いいたします。

sibuya.indd 3 2016/02/27 13:22:23

（1）労働基準法第 15 条（労働条件の明示）

使用者は、労働者を雇い入れるときは、賃金・労働時間その他の労働条件を書面を交付することにより明示しなければなりません。

【違反の事例】

➢ そもそも労働者の雇入時に、労働条件を書面を交付することにより明示していなかったもの。

➢ 一部の労働者に対して、労働条件通知書の交付漏れがあったもの。

（2）労働基準法第 24 条（賃金）

賃金は、①通貨で、②全額を、③毎月 1 回以上、④一定の期日に、⑤直接労働者に、支払わなければなりません。

【違反の事例】

➢ 休日労働に対し、3 割 5 分の割増賃金のみを支払い、100％分の賃金が未払であったもの。

（3）労働基準法第 32 条（労働時間）

労働者に休憩を除いて、1 日に 8 時間、1 週間に40時間を超えて労働させてはなりません。

【違反の事例】

➢ 36協定で定める特別条項付き協定の延長時間を超えて労働させていたもの。

➢ 特別条項付き協定の適用回数が年の半分を超えていたもの。

➢ 特別条項付き協定の適用手続として定めた「労使の協議」を実施していなかったもの。

（4）労働基準法第 37 条（割増賃金）

時間外・深夜労働をさせた場合は、1 時間当たりの賃金の 2 割 5 分以上、法定休日に労働させた場合は 1 時間当たりの賃金の 3 割 5 分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

また、現在、中小企業は猶予されていますが、1ヶ月に60時間を超える時間外労働の割増率については、5 割以上となっています。

sibuya.indd 4 2016/02/27 13:22:23

【違反の事例】

➢　労働者の過少申告を黙認した結果、割増賃金が未払となっていたもの。

➢　年俸制を採用する労働者に対しては割増賃金の支払が必要ないと誤解し、一切、支払を行っていなかったもの。

➢　賃金計算の誤処理によって、法定休日労働が所定休日労働として計上され、本来 3 割 5 分の割増賃金を支払うべきところ、2 割 5 分を支払い、不足が生じていたもの。

➢　専門業務型裁量労働制を適用する労働者（みなし時間は 1日10時間）に固定残業代として月40時間を支給していたが、当該労働者が 1ヶ月に21日を勤務したため、本来、2 時間 ×21日＝42時間を支払う必要があるところ、追加の支払をしていなかったもの。

➢　営業手当を時間外割増賃金相当として支払っているが、超過分の割増賃金を支払っていなかったもの。

➢　割増賃金の単価を労働者ごとに計算せず、役職に応じて一律で決定していたため、大半の労働者に割増賃金の不足が認められたもの。

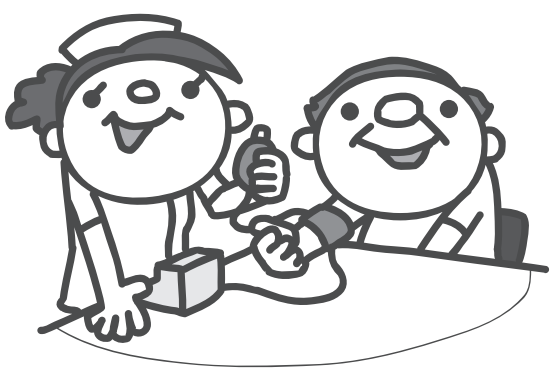

（5）労働安全衛生法 第 10 条から 19 条 （安全衛生管理体制）

一定規模の事業場では、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設けなければなりません。

【違反の事例】

➢　常時50人以上の労働者を使用する事業場で、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の設置がされていなかったもの。

➢　常時10名以上の50人未満の労働者を使用する事業場で、衛生推進者を選任していなかったもの。

➢　衛生委員会の構成メンバーについて、労働者代表の推薦の基づき指名された委員の数が不足していたもの。

sibuya.indd 5 2016/02/27 13:22:24

会員会社一覧表（1）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0002 渋谷区渋谷3-3-1 渋谷金王ビル	TEL.03-5469-6022
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル9F	TEL.03-5309-4071 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
(株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)サンウェル	〒151-0061 渋谷区初台1-47-3 日本生命初台ビル2F	TEL.03-5333-0310 FAX.03-5333-0311
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	TEL.03-6730-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ケ谷5-10-11	TEL.03-5379-1319 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ケ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682

sibuya.indd 6 2016/03/01 10:08:20

会員会社一覧表（2）

会社名	住所	TEL/FAX
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14　初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックシステムズ	〒160-0023 新宿区西新宿1-22-2　新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3　ニュー渋谷コーポラス505	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
リンク情報システム(株)	〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14　渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3463-3611

☆は幹事会社

2015年度の主な活動内容

項　目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第３３回定期総会 2. 特別講演 「元麻薬Gメンの体験談－２　～企業としての防衛策～」 元　厚生労働省 関東信越地区麻薬取締官事務所 横浜分室長 麻薬取締役官　　浦上　　厚 氏	3月
研究会	第９５回研究会 (1)「ストレスチェックについて」 渋谷労働基準監督署　第四方面主任監督官 石塚　延啓 氏 (2)「マイナンバー対応」 経営労務研究所　特定社会保険労務士 元木　研二 氏	7月
	第９６回研究会 (1)労働基準監督署からのおしらせ 渋谷労働基準監督署　第四方面主任監督官 石塚　延啓 氏 (2)「今年の採用状況と来年への準備」 株式会社キャリアマート　マネージャ　石井　貴善 氏	11月
	第９７回研究会 (1)労働基準監督署からのお知らせ 渋谷労働基準監督署　第四方面主任監督官 石塚　延啓 氏 (2)「改正労働者派遣法の実務対応」 及び「女性活躍推進法の実務対応」 経営労務研究所　特定社会保険労務士　元木　研二 氏	1月

■ 中央地区情報処理産業労務研究会との交流セミナー

4月　「女性活躍推進に関する企業の意識改革セミナー」
7月　「ぶら下がり雇用を許す会社は競争社会を生き残れない！」　ほか
10月　「マイナンバー業務利用開始間近！
直前再点検セミナー　～実務上の準備すべきことと留意事項～」

sibuya.indd　7　　2016/03/01　10:33:32

2016年度　活動予定

項　目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第３４回定期総会 2. 特別講演 徳川宗家19代当主　　徳川 家広 氏	3月
研究会	1. 第９８回研究会 「2018年 障害者雇用　なにが変わる?」(案)	6月
	2. 第９９回研究会 「組織として取り組む メンタルヘルス不調者の対応実務」(案)	9月
	3. 第１００回研究会 「まもなく始まる！　マイナンバー利用」(案)	12月

研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL：03-3439-2001
FAX：03-3439-4811
mail：hitomi@nds-tyo.co.jp
担当：㈱ニッポンダイナミックシステムズ
　　藤本ひとみ

sibuya.indd　8　　2016/03/01　10:08:37